

## 諸外国の仮想通貨に係る規制等

カナダ	<p>○送金業者 (money services businesses) としてマネロン・テロ資金対策に係る規制対象に追加【2014年6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：仮想通貨を取扱う者</li> <li>・関連規則を整備中（登録、顧客管理、疑わしい取引の届出義務等を課す方向）</li> </ul>
中国	<p>○「ビットコインのリスク防止に関する通達」を公表し、マネロン・テロ資金対策に係る規制対象に追加【2013年12月：中国人民銀行等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：交換所等</li> <li>・規制：マネロン・テロ資金対策規制、顧客の本人確認、記録保存等</li> </ul>
EU	<p>○仮想通貨に係る意見書を公表【2014年7月：欧州銀行監督機構（EBA）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的措置：交換所等に対する各種規制（内部管理体制の整備、顧客口座の分別、資本要件等）を提案</li> <li>・短期的措置：①金融機関等が仮想通貨の取扱いを見合わせることを（discourage）を各国当局に推奨 ②交換所をマネロン・テロ資金対策に係る規制対象とすることを欧州議会等に推奨</li> </ul> <p>○欧州委員会が包括的な規制オプションを中期的に検討。同委員会は、仮想通貨を含むマネロン・テロ資金に関するEUレベルでのリスク評価を行い、EU加盟国に適切な勧告を提案する予定</p>
フランス	<p>○マネロン・テロ資金対策に係る規制対象に追加【2014年1月：プルーデンス規制・破綻処理庁（ACPR）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：交換所等</li> </ul>
ドイツ	<p>○銀行法の規制対象に追加【2014年2月：連邦金融監督庁（BaFin）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：交換所等</li> <li>・規制：マネロン規制等</li> </ul>
香港	<p>○ビットコインは、通貨に該当しないため、仮想コモディティと位置付け</p> <p>○マネロン・テロ資金供与が疑われる場合には、仮想コモディティを取扱う者に、共同資金情報機関（JFIU）への疑わしい取引の届出を義務付け</p>
イタリア	<p>○仮想通貨の使用に関する警告及びEBAの仮想通貨に係る意見書（先述）を承認する旨公表。同時に、仮想通貨の異常な使用及びマネロン・テロ資金供与が疑われる取引に関する通知を発出【2015年1月：イタリア中銀】</p>
ロシア	<p>○ロシア連邦中銀法は、代替通貨（monetary surrogates）の発行を禁止</p> <p>○マネロン・テロ資金供与に係るリスクに鑑み、財務省及びロシア中銀が共同で、電子代替通貨及びその取引を禁止する法案を準備中</p>
シンガポール	<p>○マネロン・テロ資金対策に係る規制対象に追加する旨公表【2014年3月：金融管理局（MAS）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：シンガポールで業務を行う仮想通貨の仲介業者</li> <li>・規制：顧客の本人確認、疑わしい取引の届出</li> </ul>
南アフリカ	<p>○仮想通貨に関する注意喚起を発出【2014年9月：財務省、南ア中銀他】</p> <p>○現状、仮想通貨に関する規制は無いが、要すれば、規制等を発出する予定</p>
スイス	<p>○マネロン・テロ資金対策に係る規制対象に追加【2014年6月：金融市場監督庁（FINMA）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：交換所等</li> <li>・規制：顧客の本人確認等</li> </ul>
英国	<p>○現状、規制は無いが、英国政府は、マネロン規制の導入方針を公表【2015年3月】</p>
米国	<p>○連邦規則により、交換所及び管理者は、既にマネロン・テロ資金対策に係る規制対象（登録、顧客の本人確認、記録保存、疑わしい取引の届出）になっている【金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）】</p> <p>○連邦規則に加え、多くの州で業規制の導入を検討中 （例）NY州が業規制案を公表（仮想通貨ビジネスに免許制を導入予定）</p>